教員養成に関する情報公開項目【教育職員免許法施行規則 第 22 の 6】

1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

平成24年度に行われた教職課程認定大学実地視察時に作成した資料を表示。

<大学としての教員養成に対する理念>

九州女子短期大学は、「広く深い知識と教養を授けると共に、職業教育に重点を置く高等教育を施し、良識と技能をそなえた心身共に健全な女性を育成する」(学則第1条)という教育研究目的を定めている。この目的を具現化するため、短期大学においては、学是「自律処行」の理念に立脚し、乳幼児期から青年期に至る子どもの成長・発達の科学的理解及びその科学的理解に基づく心身の健やかな成長・発達を支援する専門的知識・技能を有する専門的職業人としての教員を養成する。

この短期大学としての教育理念に基づき、確かな子ども理解と健康観に支えられた発達と健康維持・増進を支援する実践力を有する教員を養成するため、乳幼児を対象とする発達支援、並びに健康維持・増進の支援に関わる領域の教職課程を置く。